

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

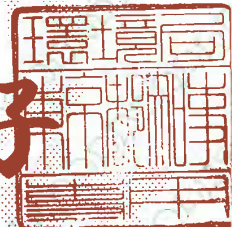
氏名 大谷清運株式会社
代表取締役 二本 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 1日

許可の有効年月日 令和12年 4月30日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
- (3) 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上12種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）（以上5種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

- (1) 東京都足立区入谷八丁目14番29号
- (2) 東京都足立区入谷九丁目8番9号
- (3) 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設(1)、(2)の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管施設(3)の作業時間は、原則として7時から18時までとすること。
- (3) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (5) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成	3年	5月	1日	新規許可	
令和	5年	5月	1日	更新許可	第6回
令和	5年	12月	4日	変更届	施設の廃止（東京都葛飾区水元一丁目3番13号）
令和	6年	7月	10日	変更届	施設の廃止（東京都足立区入谷九丁目4番13号）
令和	7年	7月	30日	変更届	施設の追加（東京都葛飾区水元一丁目3番13号）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面有り）

都認定番号：6-23-B0011

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号

第13-10-010573号

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷八丁目14番29号

保管面積：532m²

最大保管高さ：0.89m

産業廃棄物の種類	保管量
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶6個：1.2m ³

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目8番9号

保管面積：1,257m²

最大保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ドラム缶3個：0.6m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶3個：0.87m ³
がれき類	コンテナ2個：2.0m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶3個：0.6m ³ コンテナ1個：8.0m ³
保管量合計：12.07m ³	

(3) 施設所在地：東京都葛飾区水元一丁目3番13号

保管面積：131m²

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	コンテナ1個：0.31m ³
金属くず	コンテナ1個：0.31m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個：0.31m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個：0.31m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き：8.0m ³
保管量合計：9.24m ³	

(以下余白)